

熊本大学 FORICO レストラン（TKU×マイスティアカフェテリア）における デジタルサイネージ機器による広告運用業務公募要項

1. 業務の概要

- （１） 熊本大学が保有する施設にデジタルサイネージ機器を設置し、熊本大学が発信する情報及び外部企業の宣伝広告の運用、維持管理を行う。
- （２） 設置場所が有する広告価値を利用する対価として、放映料を熊本大学に収める。
- （３） デジタルサイネージ機器による広告（以下、「デジタルサイネージ広告」という。）の運用業務実施にあたっては、国立大学法人熊本大学における広告掲載及びデジタルサイネージ広告に関する取扱規則（別紙１）及び国立大学法人熊本大学広告掲載等の基準（以下「基準」という。）（別紙２）によるものとする。

2. デジタルサイネージ機器の設置場所及び台数

熊本大学黒髪南キャンパス FORICO レストラン（TKU×マイスティアカフェテリア）４台
（詳細は別紙３のとおり）

3. 事業期間

契約締結日から令和８年９月３０日までとする。ただし、期間満了日の３ヶ月までに書面による申出がない限り、満了日の翌日から１年間自動更新するものとし、自動更新の期間は最大２年間とする。

4. 事業規模（予算）

７４８，０００円（税込）／年間

5. 応募資格（対象者及び資格要件）

次の各号に該当すること。

- （１） 基準第３の各号に該当しない者であること。
- （２） デジタルサイネージ機器について、大学での設置実績があり、機器の設置、保守及び撤去並びに同機器を利用した広告運用（企画、募集、内容審査、コンテンツ作成、管理等）を実施できること。
- （３） デジタルサイネージのメンテナンス及び緊急時に対応するために、熊本県内に事業所があること。

6. 広告掲載の条件

基準第４に定める内容については、広告掲載できないものとする。

7. 経費の負担等

- (1) 設置及び運用に必要な全ての費用（設置、保守、撤去等）を負担すること。
- (2) 設置するための場所の貸付料は、徴収しない。
- (3) デジタルサイネージ機器の光熱費は、実費負担とし、本学からの請求に基づき、支払うこと。
- (4) 光熱費のメーター設置に係る費用は、事業者が負担すること。

8. 応募方法

(1) 提出書類

デジタルサイネージ広告申込書（別紙4）及び添付書類

(2) 締め切り

令和7年5月16日（金） 12：00

(3) 申込書提出先及び問い合わせ先

熊本大学総務部総務課広報戦略室

〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-39-1

TEL:096-342-3119

E-mail : sos-koho@jimui.kumamoto-u.ac.jp

9. 選考方法

本学が設置する広報企画・実施委員会において行い、企画提案書等、見積金額及びこれまでの実績を基に総合的に判断するものとする。

10. その他留意事項

- (1) 契約期間満了後は、速やかに原状回復すること。
- (2) 広告放映の中で、熊本大学の情報を熊本大学と協議の上定めた割合で、掲載すること。
- (3) 事業者は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。なお広告審査においては、事業者及び外部審査機関による審査を行わなければならない。最終的な広告掲載の可否については、熊本大学が審査・決定する。
- (4) 事業者は、運用上想定される万一の事故・障害発生に備え、設置工事から終了までの期間、対人対物保険等に参加し、デジタルサイネージ機器に起因する事故が発生した場合は、事業者の責任において、適切に対応すること。
- (5) デジタルサイネージ機器を設置する際は、既存のデジタルサイネージの支障のないよう設置するものとし、運用においても、お互いの広告運用業務の妨げにならないよう実施するものとする。